

平成27年度監査結果報告について

社会福祉法人高岡の里福祉会

監事 上野 優

監事 後藤 等



社会福祉法第40条並びに社会福祉法人高岡の里福祉会定款第11条に基づき、下記のとおり監査結果を報告します。

記

1 日 時 平成28年5月13日（金） 午後3時～

2 場 所 もちの木園 会議室

4 説明を求めた者

理事長 水谷 正美

施設長 杉岡 進

副施設長 尾田 弘之

5 監査事項

平成27年度事業報告について

平成27年度会計決算について

6 監査結果報告書 別紙のとおり

平成27年度監査結果報告書

監査事項及び指摘事項等

1、 定款・規則等関係

このたびの社会福祉の改正により、定款の変更、それに伴い諸規程の変更も必要となる。
これらの事務手続き等について、適正かつ遅滞なく処理すること。

2、 理事・評議員関係

法人役員等についても、同様に社会福祉法の改正に伴い、理事・評議員の権限また責務等役割が法改正により具体的に示された。現役員等の任期は、平成29年3月で任期満了となるが、次期理事、評議員の選任等については、法令を遵守し、選任手続き等に誤りのない様にすること。
また、平成29年4月以降の法人運営に支障をきたすようなことがないよう、慎重かつ適正に事務処理を行うこと。

3、 人事関係

規定どおりの職員の確保が難しい現状ではあるが、職員のより一層の質の向上を図るとともに、職員が定着しやすい職場環境また待遇改善に努めること。
また、人材の確保についても継続して行うこと。

4、 資産関係

資産管理については、適正に行われている。
利用者の高齢化がより一層顕著となってきているが、高齢化に対応できるよう居住環境の改装また増築する必要もあるのではないか。

5、 会計関係

会計について、予算、決算いずれも、適正に処理されているが、事業活動資金収支差額が、前年度、前々年度と比べ大きな減額となっている。その要因としては、
収入において、介護給付費の見直し等による減収が大きな要因であり、やむを得ないところもある。
支出面においては、職員の定着、人材の確保という観点から人権費を抑制することは、難しい状況ではあるが、事業費、事務費などを含め、できるだけ無駄のない予算執行することに努力してもらいたい。
また、車両や高額な設備の買換え等は、計画的に行うこと。

5、 経営・運営関係

もちの木園について、

利用者の高齢化による疾病の発症また傷害などによる入院等が施設利用率の低下に影響していると考えられる。疾病、障害の予防を図ることにより、利用率の維持、アップに努めること。

サポートセンターについて

定員を確保すること、もちの木園と同様に利用率を上げることに努力すること。

7、 利用者の処遇関係

障害者施設のみならず高齢者施設における虐待事象や殺人事件が報道されている。

障害者差別解消法が施行されるなかで、利用者に対する差別や虐待行為が起こらない様、職員に徹底した指導、教育をすること。

また、支援、介護については、利用者の高齢化に伴う、健康の維持、増進に努めること。

8、 総 評

重大な指摘事項はなかったが、この度の社会福祉法の改正に伴い、定款の変更等また理事、評議員の権限また責務が変更され、役員等の責任が明確に示されるなど、社会福祉法人の在り方が問われている。これら変革に対処できるよう経営また運営を改善していくように指摘をした。